

東弁25人第481号
2014年3月26日

東京拘置所

所長 米谷和春 殿

東京弁護士会

会長 菊地裕太郎

人権救済申立事件について（要望）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり要望いたします。

記

第一 要望の趣旨

1 貴所は、2009（平成21）年9月18日から同年11月16日までの間、申立人が独居房内にあるトイレ使用の際に衝立の使用を求めたのに、自殺防止を理由にそれを認めなかった。たとえ自殺防止のためにトイレの衝立使用を制限する必要がある場合であっても、衝立の使用を一切認めないならば、実際にトイレを使用する際にトイレ使用中の姿が通路から丸見えの状態におかれることになる。これは、申立人のプライバシー権及び人格権を侵害するものである。

したがって、当会は貴所に対し、今後の運用として、自殺防止のためにトイレの衝立使用を制限する場合であっても、衝立の使用を認めることによる自殺等の虞が明白かつ現存している場合を除き、少なくとも実際にトイレを使用するときには衝立の使用を認めるよう要望する。

2 貴所が申立人の横浜刑務所横須賀支所の女性職員宛の信書発信を、2009（平成21）年9月10日、同年9月18日、同年10月23日の3回にわたり拒否したことは、申立人の信書発信の自由を侵害するものである。

そこで、当会は貴所に対し、受信者が信書の送付に嫌悪感を抱いていたとしても、被収容者からの発信許可の申し出があった場合には、「刑事施設の規律及び秩序の維持」、「威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき」、「受信者を著しく侮辱する記述があるとき」（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する

法律第126条及び同128条。)等の適用については、信書発信の自由が重要な基本的人権であることを十分に考慮したうえで、厳格に運用するよう要望する。

第二 要望の理由

1 要望の趣旨1

(1) 認定事実

ア 洗面用具等の使用制限の開始(2009〔平成21〕年9月18日)

申立人は、2009(平成21)年9月15日に信書の発信を申請したが、同年9月18日、不許可処分を告げられた。発信不許可は、同年9月10日に続いて2回目であったことから、申立人は、「手紙が出せないなら死ぬ」「一体いつになったら手紙を出せるのか」などと大声で泣き叫んだ(以下「本件反則行為」という)。

貴所は、申立人が著しく心情不安定であり、突発的に自殺及び自傷(以下「自殺等」という。)を企図するおそれがあると判断し、同日、申立人を「要注意者」に指定した。また、洗面用具等の使用を制限し、厳重視察下においた。

イ 閉居罰7日間の懲罰(2009〔平成21〕年10月8日～同月14日)

貴所は、申立人に対し、同年9月28日及び同年10月2日、本件反則行為に関する調査を実施した。申立人は、同年9月28日の調査時に、死ぬ等と口走ったのは本意でない旨説明をしたが、「静穏阻害」を理由に、閉居罰7日間(同年10月8日から同月14日まで)の制裁を受けた。

ウ トイレの衝立の使用制限

申立人が収容されていたのは独居房である(閉居罰期間も同じ独居房に収容されていた)。独居房は畳三畳に流し台とトイレ(洋式便所)があり、トイレを使用する際には、通常、使用中の姿勢を外部から見られないようにするために、ベニア板でできた目隠し用の衝立(縦約90センチメートル、横約80センチメートル)を使用する。衝立があると、トイレ使用時には、便器と身体的首から下の部分が隠れ、頭部が衝立の上に出る。トイレに衝立がないと、トイレ使用中の姿が通路から丸見えの状態になる。通路は、常時、職員や収容者が通行している。また、独居房は視察口が大きなガラス張りとなっているので、通路からは居室の中が良く見える状態である。

申立人は、2009(平成21)年9月18日から、栃木刑務所に移監する同年11月16日までの約2か月間、自殺等の虞があることを理由に、ト

トイレに衝立がない状況の下に置かれ、しかも、トイレ使用時に一時的に衝立を使用することも認められていなかった。

申立人は、貴所職員に対して、「衝立が無いと用便中の姿が通路から丸見えで、トイレに行けない」「特に、大便ができない」「とても恥ずかしい」「ストレスが非常に大きいので、衝立を使わせて欲しい」「毎日苦しんでいる」などと何度も訴えたが、貴所職員は聞き入れてくれなかった。申立人は、トイレ使用中の姿が通路から丸見えなので、日中トイレに行くのをできる限り我慢したため、お腹が痛くなったり、便秘になったりした。申立人は、昼間にトイレを使用する時は、通路からトイレ使用中の姿を見られていることがとても恥ずかしく屈辱を味わったこと、精神的にも肉体的にも大きなストレスがかかったこと、そのストレスから背中に帯状疱疹ができて痛くて眠れなかったと述べている。

(2) 人権侵害性

ア 第三者から見られない状況下でトイレを使用する権利とその制約

第三者から見られない状況下でトイレを使用することは、個人のプライバシー権及び人格権（幸福追求権）として憲法上保障された人権である（日本国憲法13条）。

しかし、当該権利も絶対無制限ではなく、拘禁目的に照らして合理性が認められ、かつ、当該目的を達成するために必要かつやむを得ない場合には、第三者から見られない状況下でトイレを使用することについて一定の制限を加えることは許容されると解する。

イ 使用制限目的の合理性

被収容者の生命身体の安全確保は拘禁目的達成のため必要であるところ、2009（平成21）年9月18日、申立人は、発信不許可処分を告げられた際に大声で「死ぬ」等と泣き叫んだ。そのため、貴所は、心情不安定により自殺等を図る虞があると判断し、申立人をトイレに衝立が置かれていない状況の下に置いた。確かに、トイレの衝立が置かれていれば、自殺等防止のための監視に死角が生じる。したがって、申立人の生命身体の安全確保のために、申立人をトイレの衝立が置かれていない状況下に置くことには、合理性が認められる。

ウ 手段の相当性

しかし、実際にトイレを使用するときも衝立が使用できないとすれば、トイレ使用中の姿が通路から丸見えの状態になる。これは、申立人に多大な羞

恥心と屈辱感を抱かせるものである。トイレ使用中の衝立の使用は短時間であるから、その間、看守が通路から独房内を監視し続けることで、自殺等を防止することが可能である。衝立の使用を認めることによる自殺等の虞が明白かつ現存している場合を除き、少なくとも、申立人が実際にトイレを使用するときには、衝立の使用を認めるべきである。

本件では、申立人がトイレを使用する際に、衝立の使用を認めることにより、自殺等の虞が明白かつ現存しているという事情を認めることはできない。

したがって、自殺防止のためとはいえ、約2ヶ月間にわたり、トイレ使用の際に申立人から衝立使用の申出がなされたのにそれを認めなかったのは、自殺防止という目的達成のための必要やむを得ない制約とはいえ、過度に広範な規制であり、申立人のプライバシー権及び人格権を侵害したものである。

(3) 結論

申立人はすでに貴所から栃木刑務所に移監している。したがって、当会は貴所に対し、今後の運用として、要望の趣旨1のとおり要望する。

2 要望の趣旨2

(1) 認定事実

ア 申立人の収容の経緯

申立人は、2008（平成20）年4月26日殺人を犯し、翌27日逮捕された。同年5月12日から同年9月8日まで横浜刑務所横須賀刑務支所に鑑定留置され、鑑定留置終了後逗子警察署に勾留された。同年10月29日に横浜拘置支所に移監された。

申立人は、同年9月12日に起訴され、2009（平成21）年3月23日、懲役10年の実刑判決を言い渡された。申立人は控訴したが、同年9月2日に控訴棄却となった。その後上告せず刑が確定した。同年6月5日から相手方に移監された。受刑者として収容が開始されたのは同年9月19日からであり、同年11月17日から栃木刑務所に収容され、現在に至っている。

イ 信書の発信拒否の有無

- i 申立人は、横浜刑務所横須賀支所の女性職員（以下「本件女性職員」という。）宛に、2009（平成21）年9月4日(①)、同年9月15日(②)、同年10月22日(③)、信書の発信を申請した。これに対して、①については同年9月10日、②については同年9月18日にそれぞれ信書の発

信が差し止められた（争いなし）。

- ii ③については、申立人は信書の発信が差し止められたと主張し、貴所はそれを否認している（2010〔平成22〕年8月31日付貴所回答）。

申立人は、上記①②の各信書は、「釈放時交付」の取扱いで貴所が保管していた。しかし、上記③の信書については、係長から「今後、あなたがB先生（注：本件女性職員）宛てに発信の申出をしても、拘置所は審査をしません。だから、この手紙もあなたに返します。」と言われて返却を受けたと述べている（2010〔平成22〕年11月7日付申立人回答）。すなわち、発信を差し止められた信書については、収容中は当該刑事施設で保管され、原則として釈放時に引き渡すもの（「釈放時交付」とされているところ（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律）（以下「法」という。）第132条1項、同3項）、上記①②は「釈放時交付」の取扱いがされているのに対し、③の信書は「釈放時交付」の取扱いはされずに申立人の下に返却されている。

以上の事実を照らせば、③の信書については、法129条1項に基づく差し止めには直ちには該当しない。

- iii しかし、申立人が③の信書の発信を申し出た当時、すでに①②の信書の発信は差し止められ、当該指導に従わなければ①②同様に③についても発信が差し止められることが十分に予想される状況下にあった。

そのため、申立人は当該指導をもって、信書の発信拒否と受け止め、意に反して発信をやめたものと認めることができる。したがって、上記指導は、法129条1項に基づく信書の差し止めとはいえないが、同条項に準ずる程度の信書の発信に対する強制的な拒否であったといえる。

- iv 以上から、①②のみならず③についても、貴所により信書の発信が拒否されたと認めることができる。

ウ 発信拒否の理由

- i 刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれがあること

貴所は、発信不許可の理由について、申立人の信書が「職員個人と被収容者との関係を醸成する内容」であって、このような関係は、「過去の事例」からしても、不適切と言わざるを得ず、ひいては「刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれ」があるからであると回答している（2010〔平成22〕年8月31日付貴所回答）。

ここに「職員個人と被収容者との関係を醸成する内容」とは、「信書の

具体的な記述は別にして、被収容者が職員個人に宛てて発信すること自体が両者間の個人的な関係を醸成することとなるという趣旨」であり、「過去の事例」については「一般的に被収容者と職員間の個人的な関係は、不適切処遇や出所後の交友関係に発展することもあるという趣旨で回答したものである」こと、「刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれがある」については「申立人と当該職員との間において個人的な関係を醸成することになれば、申立人は当所での処遇に不満を持ちやすくなり、当所職員の職務上の指示に素直に従わない、又はまったく従わなくなるおそれがあり、ひいては、当所の規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれがあるという趣旨で回答したものである」とのことである（2011〔平成23〕年6月23日付貴所回答）。

すなわち、貴所の発信拒否の理由の一つは、本件信書の具体的な記述内容に着目するのではなく、被収容者が収容施設の職員個人に宛てて信書を発信すること自体が「両者間の個人的な関係を醸成すること」になり、そのことが「不適切処遇や出所後の交友関係に発展すること」もあり、そのことから「申立人は当所での処遇に不満を持ちやすくなり、当所職員の職務上の指示に素直に従わない、又はまったく従わなくなるおそれ」が生じ、ひいては、「刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれがある」ことが「一般的」にいえるということである。

ii 本件女性職員が信書を送付されて嫌悪感を抱いていること

貴所は、本件信書の発信拒否のもう一つの理由として、本件女性職員が「信書を送付されて嫌悪感を抱いている」ことを挙げている（2010〔平成22〕年8月31日付貴所回答）。

(2) 人権侵害性

ア 刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれがあることについて

- i 「刑事施設の規律及び秩序の維持」に支障を生じるおそれ（法129条1項3号）については「一般的、抽象的なおそれ」があるというだけでは足りず、被拘禁者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況その他の具体的事情のもとにおいて、「監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性」が認められることが必要である（最判1983〔昭和58〕年6月22日民集37・5・793頁。いわゆる「よど号事件判決」参照）。

- ii 本件は、申立人が収容されている施設以外の職員に宛てて信書を発するものである。したがって、それにより、直ちに貴所において申立人に対する「不適切処遇」に発展することは皆無に近い。
 - iii また、本件は、前記のとおり、申立人の収容施設とは別の施設の職員宛の信書である。したがって、当該信書を発したことで、申立人が「当所での処遇に不満を持ちやすくなり、当所職員の職務上の指示に素直に従わない、又はまったく従わなくなる」という「相当な蓋然性」を認めることはできない。
 - iv 以上から、本件において、「刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれがある」ということは、本件信書の発信拒否を正当化する理由とはなり得ない。
- イ 受信者が信書を送付されて嫌悪感を抱いていることについて
- i 貴所は、発信不許可とした理由として、受信者である本件女性職員が「信書を送付されて嫌悪感を抱いている」ことも挙げている。
 - ii 人が不快な感情を強制されないことは、法的に保護されるべき権利である（憲法13条「幸福追求権」）。
- しかし、信書を発信する自由は、日本国憲法21条1項の「表現の自由」として保障されている基本的人権の一つであり、刑事施設の被拘禁者にも、最大限保障されなければならない。その権利に対する制約が許されるのは、他の人権との矛盾衝突を調整する場合（公共の福祉）、あるいは、被拘禁者の収容目的、施設の管理運営上の理由及び刑事施設の規律及び秩序の維持という目的のため必要かつ合理的な範囲においてである。このような憲法の趣旨を踏まえて、法は、信書の発信に関して原則として自由であるとし（法126条）、例外的に規制される場合を定めている（法128条以下）。
- このうち、受信者側の事情を理由に差し止めが認められる場合として規定されているのは、「威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき」（法129条1項4号）と「受信者を著しく侮辱する記述があるとき」（同条項5号）の二つの場合である。すなわち、法文上、「受信者を著しく不安にさせる」又は「受信者に損害を被らせるおそれがあるとき」のすべてではなく、その原因が「威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため」に限定されているのである。

iii 本件の前記①乃至③の各信書の記述内容に関して、申立人が復元したもののについて（2010〔平成22〕年1月30日付申立人回答）、その真偽を栃木刑務所に確認し（2012〔平成24〕年9月28日付栃木刑務所回答）、内容を確定したものが別紙1（前記①の信書）及び同2（前記②の信書）である。なお、別紙3（前記③の信書）は、申立人が信書の内容を復元したものであるが、栃木刑務所に保管されていないため確認できていない。しかし、前記①及び②の各信書の内容について栃木刑務所に確認をしたところ、字句の訂正が若干あるものの、その大部分は申立人が復元した内容と違いがないことが確認された。別紙1及び同2に関しては申立人が復元した信書の内容はほぼ正確なことが裏付けられること、別紙1及び2と一緒に復元された別紙3についてのみ復元内容が不正確であることは通常考えられないことからすれば、別紙3は前記③の信書の内容とほぼ違いがないものといえる。

iv 別紙1乃至別紙3（前記信書①乃至③）の記述内容を読むと、「威迫による記述」「明らかな虚偽」「受信者を著しく侮辱する記述」は認められない。

したがって、本件信書の記述は、法129条1項4号や同条項5号に該当しないのであるから、受信者である本件女性職員が嫌悪感を抱いていることを理由に、本件信書の発信拒否をすることは許されない。

ウ 小括

以上のとおり、申立人の信書の発信について、「刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生じる」おそれが認められないこと、及び「受信者が嫌悪感を抱いている」としても、そのことは申立人の信書発信拒否を正当化する理由にはなり得ないことから、本件信書の発信を差し止めることは、人権侵害にあたる。

(3) 結論

以上から、当会は貴所に対し、要望の趣旨2のとおり要望する。

以 上

(別紙1) 9月4日付手紙(再現)

拝啓 ご無沙汰致しております。先生、お元気でいらっしゃいますか。そちらをおいとましてから、丁度一年が経ちました。あまりの懐かしさに胸が高鳴り、息が詰まって、なかなか筆が進みません。

私の身柄と裁判の経緯は、次の通りです。

08年の9/8から10/28までの、約2ヶ月間、逗子の警察署の留置場。起訴は、9/12。

10/29から、09年の6/4までの、約7か月間、横浜拘置支所。この間に、3回の公判前整理手続を経て、3/11・3/12の両日が裁判。判決は、3/23。求刑12年。懲役10年(未決勾留130日算入)。4/5に、自分で考えて、控訴。

6/5に東京拘置所に入所。現在に至る。控訴審は、8/19・8/21の2回。判決は9/2。控訴は棄却(未決勾留90日算入)。

横浜拘置支所は、辛かったです。夜、布団に入ると涙が出ました。

私の弁護人だった、Cさんが、08年11/7に急性脳梗塞でお亡くなりになりました。まだ、30代のお若さでした。C先生は、以前私が司法試験の勉強のために通っていた「〇〇〇」という予備校の講師でした。つまり、事件を起こす以前からの知り合いでした。

もう一人の弁護人だった、D先生は、C先生の奥様でした。C先生の急逝のショックで、D先生も弁護人を辞任されました。

肝心の裁判ですが、第一審も、第二審も、私の主張は、ほとんど伝わりませんでした。そのことにひどく心が傷つきました。心が痛いのです。

この一年、山ほどの辛いことがありました。でも「裁判所に自分の想いを伝える」ただ、その気持ちだけを要に、全身全霊で努力を重ねてきました。だから、「伝わらなかった」という結果が、本当にキツイ。

私は、常識の通用しない環境で生きてきました。しかし、裁判所は、常識を持ち出して判断しました。戦場での常識と、日常平時の常識は、当然異なる。けれど、裁判所には、そのような発想・想像力はありませんでした。

私は、生まれてこのかた、誰にも負けない位、努力をしてきました。けれど、努力の方向性と方法が稚拙でした。そのため、労多くて、実を結びませんでした。

私は、「宿命・運命に絶対に負けたくない。」と思い、努力してきました。でも、本当は、宿命や運命に勝てるはずはない。それが現実・事実です。それなのに、子供っぽい、負けず嫌いな性格ゆえ、私は、現実を認められなかった。「がむしゃらに努力

すれば這い上がれる」と思い込んでいた。私は、馬鹿でした。

自分一人の努力なんて、たかが知れている。一人ぼっちで、どんなに努力したところで、何も成し得ない。本当に宿命や運命を跳ね返すつもりならば、自分一人の力だけじゃ駄目。他人の力を借りなければいけない。そのことが、分かりませんでした。

私は、あきれ程、視野が狭かったです。

敬具

平成21年9月4日

A

(別紙2) 9月15日付手紙(再現)

拝啓 ご無沙汰致しております。そちらを出てから、丁度一年が経ちました。横須賀刑務支所の、丹精を込めた花壇が懐かしいです。

先生、お元気でいらっしゃいますか。

私は、今、東京拘置所におります。こちらでは、担当の先生をはじめとして、諸先生方に、とても良くして頂いています。相も変わらず、ピントのずれている私ですが、先生方は、駄目だと決めつけることをなさらず、辛抱強く指導して下さいます。そのような先生方の温かい御指導は、本当に有り難いです。諸先生方の御指導のもと、私は更生の決意を一層強くして、日々の生活を送っております。

私の身柄と裁判の経緯は、次の通りです。

08年の9/8から10/28までの、約2ヶ月間、逗子の警察署の留置場。起訴は、9/12。

10/29から、09年の6/4までの、約7か月間、横浜拘置支所。この間に、3回の公判前整理手続を経て、3/11・3/12の両日が裁判。判決は、3/23。求刑12年。懲役10年(未決勾留130日算入)。4/5に、自分で考えて、控訴。

6/5に東京拘置所に入所。現在に至る。控訴審は、8/19・8/21の2回。判決は9/2。控訴は棄却(未決勾留90日算入)。

ちなみに、控訴自体は棄却でしたが、第一審で採用された米田医師による精神鑑定結果が、控訴審では不採用となりました。

私の弁護人で、横須賀刑務支所にも接見に来て下さっていたBさんが、08年11/7に急性脳梗塞でお亡くなりになりました。まだ、30代のお若さでした。B先生は、以前私が司法試験の勉強のために通っていた「〇〇〇」という予備校の講師でした。つまり、事件を起こす以前からの知り合いでした。

もう一人の弁護人だった、D先生は、C先生の奥様でした。C先生の急逝のショックで、D先生も弁護人を辞任されました。

肝心の裁判ですが、第一審も、第二審も、私の主張は、ほとんど伝わりませんでした。そのことにひどく心が傷つきました。心が痛いです。

「裁判所に自分の想いを伝えたい」ただ、その気持ちだけをかなめにして、毎日毎

日、全身全霊で努力を重ねてきました。だから、「伝わらなかった」という結果が、本当にキツイ。

でも、よく考えてみれば、裁判所を構成するのは、裁判官。つまり、人です。ならば、“人が何を言おうと、考えようと自由。それは、その人の考え。一々訂正する必要はない。自分さえ分かっていたらいいこと”です。

“過去はもう存在しないもの。あるのは、今、そして未来。”のスタンスでいきたいと思います。

“生きていくのは、自分”“評価するのは、自分”ですから。何事も、“自分次第”です。

「そんなに今が幸せならば、一生刑務所にいればいい。」という手紙をくれたEさんですが、彼女は、その後も、「Aが司法試験に受からなくて良かった。」「出所したら、また同じことをやるかもしれない。」というキョーレツな内容の手紙を、繰り返し私に送ってきました。

自らの犯した罪の重さを考えて、何を言われても我慢をしてきましたが、さすがに私も耐え切れなくなりました。その旨をEさんに伝えると、友人三人との面会は途絶えました。まさに“人間関係は、自然に発生し、自然に消滅する”です。

先生は、「これから、つらいこと、いっぱいある」と、私がそちらを出る日の朝、おっしゃいました。先生のおっしゃったことの意味が、あの頃の私には、まるっきり分かっていませんでした。けれど、私は、骨身に染みて分かります。そちらを出てから、もの凄くつらい。

けれど、楽（らく）＝幸せではありません。このつらさから、私はいろいろなことに“気付いて”いきます。“辛かった経験は、「良かった」とまでは言えないが、今後生きていく上で、役に立つ”と思います。

佐藤先生の御指導のお陰で、私は、“いろんなこと、流していけるように”なりました。“柔軟な所が、人間のいい所”です。

私は、横浜拘置支所でも、東京拘置所でも、自分のことや、拘置施設での経験等、一切を他の被収容者に話していません。何も話さないことが原因で、イジメにも遭いました。でも“イジメられるのも、いい経験”ですから。

私は、今後も、刑務所に行っても、自分のことも、刑事施設での経験も、一切他の受刑者にはしゃべりません。刑務作業中は、集中して作業に取り組み、他の時間は読書をして過ごします。ご安心下さい。

私は、規則を守って、生活していきます。

毎日を、誠実に過ごします。毎日毎日、目の前のことを、一つ一つ心を込めて、丁寧に精一杯こなしていきます。

最後に、私の大好きな言葉を書きます。“人は、日々、変わっていった。いろいろな人から、影響を受けている。自分の知らず知らず、人に影響を与えている。毎日いろいろな事が起こって、頭の中でミックスジュースにかけたよう。生きるとは、そういう事。”

敬具

平成21年9月13日

A

(別紙3) 10月22日付手紙(再現)

拝啓 ご無沙汰致しております。そちらを出てから、丁度一年が経ちました。横須賀刑務支所の、丹精を込めた花壇が懐かしいです。

先生、お元気でいらっしゃいますか。

私の身柄と裁判の経緯は、次の通りです。

08年の9/8から10/28までの、約2ヶ月間、逗子の警察署の留置場。起訴は、9/2。

10/29から、09年の6/4までの、約7ヶ月間、横浜拘置支所。この間に、3回の公判前整理手続を経て、3/11・3/12の両日が裁判。判決は、3/23。求刑12年。懲役10年(未決勾留130日参入)。4/5に、自分で考えて、控訴。

6/5に東京拘置所に入所。現在に至る。控訴審は、8/19・8/21の2回。判決は9/2。控訴は棄却(未決勾留90日参入)。

ちなみに、控訴自体は棄却でしたが、第一審で採用された米田医師による精神鑑定結果が、控訴審では不採用となりました。

上告はせず、刑が確定。執行は、9/17。満期日は、2019年1月11日。

現在は、東京拘置所の独居房にて、買い物袋等製作作業を行っております。

私の弁護人で、横須賀刑務支所にも接見に来て下さっていたCさんが、08年11/7に急性脳梗塞でお亡くなりになりました。まだ、30代のお若さでした。C先生は、以前私が司法試験の勉強のために通っていた「〇〇〇」という予備校の講師でした。つまり、事件を起こす以前からの知り合いでした。

もう一人の弁護人だった、D先生は、C先生の奥様でした。C先生の急逝のショックで、D先生も弁護人を辞任されました。

肝心の裁判ですが、第一審も、第二審も、私の主張は、ほとんど伝わりませんでした。そのことにひどく心が傷つきました。心が痛いです。

この一年、山ほどの辛いことがありました。でも「裁判所に自分の想いを伝える」ただ、その気持ちだけを要に、全身全霊で努力を重ねてきました。だから、「伝わらなかった」という結果が、本当にキツイ。

でも、よく考えてみれば、裁判所を構成するのは、裁判官。つまり、人です。なら

ば、“人が何を言おうと、考えようと自由。それは、その人の考え。一々訂正する必要はない。自分さえ分かっていたらいいこと”です。

“過去はもう存在しないもの。あるのは、今、そして未来。”のスタンスでいきたいと思います。

“生きていくのは、自分”“評価するのは、自分”ですから。何事も、“自分次第”です。

「そんなに今が幸せならば、一生刑務所にいればいい。」という手紙をくれたEさんですが、彼女は、その後も、「Aが司法試験に受からなくて良かった。」「出所したら、また同じことをやるかもしれない。」というキョーレツな内容の手紙を、繰り返し私に送ってきました。

自らの犯した罪の重さを考えて、何を言われても我慢をしてきましたが、さすがに私も耐えきれなくなりました。その旨をEさんに伝えると、友人三人との面会は途絶えました。まさに“人間関係は、自然に発生し、自然に消滅する”です。

先生は、「これから、つらいこと、いっぱいある」と、私がそちらを出る日の朝、おっしゃいました。先生のおっしゃったことの意味が、あの頃の私には、まるっきり分かっておりませんでした。けれど、私は、骨身に染みて分かります。そちらを出てから、もの凄くつらい。

けれど、楽（らく）＝幸せではありません。このつらさから、私はいろいろなことに“気付いて”いきます。“辛かった経験は、「良かった」とまでは言えないが、今後生きていく上で、役に立つ”と思います。

先生の御指導のお陰で、私は、“いろんなこと、流していけるように”になりました。“柔軟な所が、人間のいい所”です。

私は、横浜拘置支所でも、東京拘置所でも、自分のことや、拘置施設での経験等、一切を他の被収容者に話していません。何も話さないことが原因で、イジメにも遭いました。でも“イジメられるのも、いい経験”ですから。

私は、今後も、刑務所に行っても、自分のことも、刑事施設での経験も、一切他の受刑者にはしゃべりません。刑務作業中は、集中して作業に取り組み、他の時間は読書をして過ごします。

私は、規則を守って、生活していきます。

毎日を、誠実に過ごします。毎日毎日、目の前のことを、一つ一つ心を込めて、丁寧に精一杯こなしていきます。先生に教えて頂いた言葉を、ひたすら繰り返し、自分の血肉としていきます。

最後に、私の大好きな言葉を書きます。“人は、日々、変わっている。いろんな人から、影響を受けている。自分の知らず知らず、人に影響を与えている。毎日いろんな事が起こって、頭の中でミックスジュースにかけたよう。生きるとは、そういうこと。”

敬具

平成21年9月21日

A